（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（廃止措置計画の認可の申請） **第六条の三**　法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる事項については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用していた場合に限り、第四号に掲げる事項については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、定めるものとする。 一・二　（略） 三　核燃料物質（使用施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。）の使用施設からの取出しの状況 四　使用施設における核燃料物質の使用の終了 五・六　（略） 七　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八～十四　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。 （削る） （削る） 一～七　（略） （削る） 八　（略） 3　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第六条の三の二**　法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十四号までに掲げる事項 四　（略）	（廃止措置計画の認可の申請） **第六条の三**　法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） （新設） （新設） 三・四　（略） （新設） 五～十一　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。 一　既に核燃料物質（使用施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。）を使用施設から取り出していることを明らかにする資料 二　既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料 三～九　（略） 十　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十一　（略） 3　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第六条の三の二**　法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四　（略）